

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和5年2月20日 午前 9時55分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井健一
委員	来栖丈治
委員	鈴木更司
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長公室長	横田 茂
秘書広報課長	越渡 貴之
政策経営課長	岩井 雄一郎

出席書記名

議会事務局主任	玉造 泰之
---------	-------

議 事 日 程

令和5年2月20日（月曜日）午前 9時55分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 令和5年度行政組織機構の一部見直し（案）について
- (2) （仮称）千代田PAスマートインターチェンジについて
- (3) かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について
- (4) かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定について
- (5) その他

3. 閉 会

開 会 午前 9時55分

○矢口龍人委員長

ここで、傍聴の申出がございますので、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認め、それでは、傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

[傍聴人入室]

○矢口龍人委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、玉造主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 令和5年度行政組織機構の一部見直し（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡略にお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

市長公室、横田でございます。

担当課長のほうからご説明を申し上げます。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

おはようございます。政策経営課の岩井でございます。よろしくお願いいたします。

令和5年度行政組織機構の一部見直しにつきましてご説明をいたします。

資料の上から順にご説明をいたします。

まず、公共施設等マネジメント推進室につきましては廃止といたしまして、2つの業務に分けるものでございます。1つ目として、公共施設全体の総括や計画、調整につきましては検査管財課での対応といたします。2つ目といたしまして、稲吉南2丁目で購入しました約2万8000平方メートルの土地に関

する事業などの都市構造再編集中支援事業を都市整備課の担当とするものでございます。

次の市長公室政策経営課になりますが、公共交通の業務を都市整備課へ、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジの業務につきましては、道路課へ担当替えをいたすものでございます。また、市町村間の広域化の研究などを行うために広域行政担当を課内に新たに新設をするものでございます。

次の総務部、検査管財課になりますが、公共施設全体の総括や計画を行う財産総括室を課内に新設いたします。

次に市民部、市民協働課になります。コミュニティ施設やその施設全般を担当することを明確化するために課名を地域コミュニティ課に変更いたします。

次の環境保全課でございますが、新治広域施設担当を廃止といたします。また、脱炭素やカーボンニュートラル関係の施策についての総括や計画などの総合的な調整を、この環境保全課が担当するものでございます。

次の市民課でございますが、職員が地域などに出向く出前総合窓口的なものとなります（仮称）地域コンシェルジュを新設いたします。

次の保健福祉部、子ども家庭課ですが、若い世代の子育てを支援すべく、課名を子育て支援課とするものでございます。

次の健康づくり増進課につきましても、市民の方々の健康を増進すべく、課の名前を健康増進課と改めるものでございます。

次の産業経済部、地域未来投資推進課になります。脱炭素に関わることの中で、再生可能エネルギー関係につきましては、この地域未来投資推進課で担当するものでございます。

次に、都市建設部、都市整備課でございますが、都市集中支援事業及びこの事業に関連する全ての事業を担当いたします都市再編推進室を新たに設置をいたします。

次に、道路課につきましては、スマートインターチェンジの業務を担当していくものでございます。

最後になりますが、現状に合わせまして、上下水道部の新設でございます。この部の中に上下水道課を置くというものでございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○矢口龍人委員

この環境保全課の脱炭素、カーボンニュートラル関係政策の総括・決定、総合調整を行うということですが、この地域未来投資推進課の再生可能エネルギー（脱炭素エネルギー関連事業）担当と、どういうふうな内容に分かれているんだか説明いただけますか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

地域未来投資推進課で担当します再生可能エネルギー担当につきましては、民間の各分野、当然、企業等から専門的な情報収集など、これまでの経過を見ますと、地域未来投資推進課のほうが内容的に情報の収集がしやすいということもございまして、再生可能エネルギーのことは地域未来投資推進課で行

っていくという考えでございます。

○矢口龍人委員

情報収集は地域未来投資推進課で、それを実施、総括するのは環境保全課ということなんですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

脱炭素全体のことは環境の面が強いですので、環境基本条例に基づいて環境保全課で行いまして、地域未来投資推進課には、今の現状でございますが、経済産業省からも高井理事もいらしておりますので、国の情報、企業の情報、収集しやすいということで、こういう振り分けをしております。

○櫻井健一副委員長

委員長職を戻します。

[委員長交代]

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○来栖丈治委員

市民協働課のところですか。地域コミュニティ課に名称を変更するというのは分かりますが、コミュニティ推進というようなことは、生涯学習課でも進めてきたことかと思うんですが、そこの仕事のバランスというか、調整というか、そういうものについてはできているのか、今後きちんとすみ分けするのか、そういったことを確認したいと思います。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

委員おっしゃるとおり、コミュニティ関係につきましては、これまで市民協働課、あと、特に教育委員会の中で公民館のほうで、コミュニティ関係で重なる面があると思います。新年度、令和5年度につきましては、そのコミュニティの関わる部分については、兼任辞令というんですかね、そういうものも考えながら、協力し合ってコミュニティを進めていくという考えでございます。

○来栖丈治委員

兼任辞令というかね、新しい部分になってくるので、なかなか現場でやっていくには大変な部分もあるのかなというふうに思うわけです。そういう方向性であることは分かるんですが、部局をまたがって、先ほどの環境の部分もそうですが、またがる部分なので、きちんとした調整ができるようなね、そういう仕組みをつくりながら対応していただければ事業進展に役立つのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井健一副委員長

市民課の地域コンシェルジュを置くというところが仮で書いてあると思うんですが、これは具体的にどのようなことをする人で、これは外部なのか、今いる市の職員の中から選ぶのかということをお教えいただきたいんですけども。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

（仮称）地域コンシェルジュにつきましては、お年寄りなどで役所に来れない、来るのが難しい方、そういう方に対しまして、出前でその窓口を行うということで、住民票が欲しいと言え、そういう場合も出向いてやるようなことも考えております。総合的なことなので、全体をまたがることで相談して、もし農林水産課の関係ならば、そちらの職員を次は連れていくとか、こちらから出向いていくという感じですか。

その職員は誰がやるのかというご質問かと思いますが、現状では職員の中から何名か、そういうコンシェルジュの担当をつけていく考えでございます。

○櫻井健一副委員長

そのコンシェルジュは各課から1人ずつとかということじゃなくて、その市民課の中で代表してされるということなんですが、今、違う部署の問合せがあった場合には、その課からも連れていくというような解釈でよろしいですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

総合窓口ですので、役所全体のつなぎ役といいますか、御用聞きといいますか、そういう考えで進める予定です。

○櫻井健一副委員長

例えば畑にハクビシンが出ているから、そういうものの対策をしてほしいといったような内容のことも、コンシェルジュが出向いて、何かお役立てというか、解決方法なんかを見いだしてくれるというようなこともやるんですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

問合せの中で、今おっしゃられたようにハクビシンとはっきり分かれば、それは環境保全課の問題ですので、環境保全課の職員が直接行くことになると思いますが、極端に言えば、何を相談していいかわからない、はっきりしないようなことでも相談になりますので、そういう場合は出向いて、まず御用を聞くという感じです。御用聞きといいますか、出向く窓口です。

○矢口龍人委員長

鈴木委員に井出委員、何かありますか。積極的に挙手をして、聞いてください。

○市長公室長（横田 茂君）

今回の行政組織の見直しにつきましては、ほとんど規則で対応可能なんですけど、1つだけ議会のほうに、上下水道部の新設ということで、条例改正をお願いすることになりますので、よろしく願いをいたします。

○矢口龍人委員長

ご質問等はないようですので、本件を終結いたします。

次に、（2）（仮称）千代田PAスマートインターチェンジについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡略をお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

担当課長からご説明を申し上げます。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

（仮称）千代田PAスマートインターチェンジについてご説明いたします。

事業内容の説明の前に申し上げさせていただきますが、このスマートインターチェンジに関しまして、地元での説明会を実施してございます。1月26日木曜日、千代田公民館にて、建設予定地の行政区であります中佐谷及び下佐谷地区の方を中心に開催をいたしまして、29名の方にご参加をいただいております。

本来であれば、この地元説明会の前に、この総務委員会にてご説明いたすところではございましたが、1月22日の市議会議員選挙の関係、また、今月7日の臨時議会まで総務委員も決定されていない状況でございましたので、本日説明となりました。ご理解のほどをお願い申し上げます。

では、資料に沿ってご説明をいたします。

内容につきましては、地元説明会のものとほぼ同じ内容となっております。

1 ページをお願いいたします。

まず初めに、（仮称）千代田PAスマートインターチェンジ事業の概要についてでございます。

設置する路線は常磐自動車道でございます。接続形式は、パーキングエリア接続型となっております。本線への直接の接続型ではなく、パーキングエリア内にスマートインターチェンジを設けるものでございます。

関係機関といたしましては、NEXCO東日本こと、東日本高速道路株式会社、それと本市、あと茨城県、接続位置は本市でございます。

計画交通量は1日当たり1,800台を想定しておりまして、上りは1,200台、下りは600台という推計でございます。

次の2ページをご覧ください。

これまでの経緯でございますが、平成30年度に事業検討を開始いたしまして、令和元年度、2年度と国の相談会を経て、令和3年度に準備段階調査採択を受け、準備会にて、インターチェンジの必要性、社会便益、構造等を12月、1月、3月の準備会で検討いたしました。

そして、令和4年度に地区協議会において、準備会で検討した内容を再度協議しまして、9月30日に新規事業化となったものでございます。

続きまして、3ページでございます。

スマートインターチェンジへのアクセス及び接続イメージを掲載してございます。

国や東日本高速道路株式会社との協議により、整備費用や施工性などを考慮しまして、県道土浦笠間線への接続を検討してございます。

次、4ページでございます。

スマートインターチェンジの整備効果となります。

スマートインターチェンジを整備することにより、常磐自動車道へのアクセス性が向上しまして、市内工業団地輸送効率の向上が図られます。また、国道6号等の交通が常磐自動車道へ振り替えられることによって、交通渋滞の緩和も期待できるものでございます。

続きまして、5ページでございます。

スマートインターチェンジが各観光拠点の玄関口として機能することでアクセス性が向上しまして、来園者の増加や市内の観光周遊の強化が期待できるものでございます。

続いて6ページをお願いいたします。

今後の事業スケジュールの予定でございます。

令和4年度に新規事業化の採択となり、黄色の矢印に赤丸が地元説明会を開催しまして、本日、総務委員会の現在の状況となっております。

令和5年度から6年度でございますが、路線測量、地質調査、詳細設計を予定しまして、令和6年度から用地測量と用地の取得を進める予定になってございます。

令和7年度には埋蔵文化財等の調査を行いまして、その後、工事に着工し、早期開通を目指すものでございます。

こちらのスケジュールにつきましては、あくまでも現時点での予定となっております。用地の取得や埋蔵文化財の状況によりまして、想定以上の時間を要する場合は、スケジュールが変更となることも考えられますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ご質問等ございませんか。

○矢口龍人委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○矢口龍人委員

このスマートインターチェンジの総工費と市の負担は幾らになるかお願いします。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

総工費ですが、高速道路の内部、外部含めまして26億円程度を見込んでおります。その中で、26億円の中で市が負担、担当すべき工事は約10億円、その10億円の中で国からの補助金が50%から55%ぐらいもらえる予定でございます。残りを起債しまして交付税措置も考えますと、4億円から5億円の市の負担ということで考えてございます。

○矢口龍人委員

分かりました。

○櫻井健一副委員長

委員長職を戻します。

[委員長交代]

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○井出有史委員

このスマートインターチェンジ整備効果のところ、土浦北インターに今まで行っていた車が千代田PAスマートインターチェンジのほうに行くことが、この図を見ると予想されるんですけども、そうすると、この距離の交通量が大幅増えるのがちょっと懸念をしているんですけども、その辺で、その交通部分を少し安全対策というか、そこら辺を少し市のほうで見て、ちょっとここ危なそうだなというところを改善する話というのは出ているんですかね。それとも、実際にインターチェンジができてから、危険箇所ができてからそういうところに踏み込むのか。少し確認がしたい。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

井出委員からのご質問と同じような内容、地元説明会でも多数ございました。特に下佐谷の宿通りと申しますか、あそこが狭いということで、あそこをあのまま高速道路のインターチェンジにつなげるのかというご質問をいただいております、今回の工事では下佐谷の宿通りまでは手をつけられないのが現状でして、市の立場といたしましては、これまでもやっておりますが、県政要望として、県のほうに土浦笠間線の拡幅の要望をしていきます。

そういう状況でございまして、市が直接できるものではなく、接続する交差点については、安全になるようにこちらで設計をして工事するんですが、ほかの部分については手を直接はつけられない状態です。

[「県道だからか」と呼ぶ者あり]

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

地元説明会のご質問では、ほとんど県道の話で、信号をつけられるのかとか、ここの部分は広げられないのかということが、大多数はスマートインターチェンジ直接の話じゃなく、県道の話が多く出ました。

○矢口龍人委員長

ありませんか、ご質問ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問がないようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いします。

暫時休憩します。 [午前10時18分]

○矢口龍人委員長

再開いたします。 [午前10時20分]

次に、(3) かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡略をお願いいたします。

○市長公室長(横田 茂君)

それでは、担当課長から概要をご説明させていただきます。

○秘書広報課長(越渡貴之君)

秘書広報課の越渡です。

それでは、ご説明いたします。

政治倫理条例ですが、令和4年第4回定例会に提出をいたしましたものにつきましては、市長等及び市議会議員の皆様を対象としておりました。今回の条例に関しましては、市長、副市長、教育長、そしてこの後ご説明申し上げます審議監を対象としており、市議会議員の皆様につきましては含まれておりませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明に入らせていただきます。

第1条では、市長等が市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを規定しており、第2条では、倫理性の自覚、高潔性を明らかにすることが責務であることを規定しております。

そして第3条では、市政に携わる責務を自覚し、人格と倫理の向上に努めるため、政治倫理基準として8つの遵守事項を規定しております。

第4条では、市の工事等の契約に関する遵守事項が規定されており、概略といたしましては、市長等の配偶者、もしくは2親等以内の同居の親族、もしくは市長等が役員をしている企業、または実質的に経営に携わっている企業は、市が発注する契約への応募を辞退しなければならないというような規定になってございます。

その上で、第5条では、政治倫理審査会を設置しまして、違反があった場合、調査請求について規定しております。

なお、市民の調査請求権の人数といった内容につきましては、修正も想定されますので、ご承知おき願います。

○矢口龍人委員長

以上で説明のほうを終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

議員と分けた形になったということで理解しました。

今回新しく政治倫理条例を制定するに当たって、市長等の資産公開、いわゆる平成4年に資産公開の法律ができて、平成7年12月までに多分、市長等の資産等を情報公開する、努力義務が課せられていたかと思うんですけれども、そういった中で、今回新しく整備するに当たって、それを入れるというような検討はされたのかされないのか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

今、来栖委員からあった資産公開につきましては、委員おっしゃるとおり、別に資産公開条例がございます。転じて他市町村の政治倫理条例を見ていきますと、別途定める条例を設けている市町村と政治倫理条例の中に一体的に組み込んでいる市町村とそれぞれございます。かすみがうら市につきましては、別途、公開条例がございますので、そちらを今後も適用していくことになります。

○来栖丈治委員

分かりました。

それと、審査会についてです。5人以内で審査会を設けるといようなことですね、第5条第3項ですか。いわゆる地方自治の本旨を理解している人、専門的知識を持っている人、市民の中から市長が公正を期して委嘱するといようなことがあります。この中身なんですけれども、どういう人を選ぶのかといようなプランはあるのかなといことなんですけれども、専門的知識といのはどんなふうなことを考えているのか。そういったことの準備の話、伺えればと思うんですが。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

こちらは、専門的知識を有する方、弁護士の方ですとか税理士ですとか、大学の教授、そういった方を想定しております。はっきりこうするといのはまだ決まってははいないんですが、5人といことですので、専門的な方の人数が多い割合になるのかなと。市民の方もその中に入ります。

○来栖丈治委員

行方市の条例の中には、人数をもう出しているんですよ。例えば議員が何人とか市民が何人とかね、司法に詳しい人が何人とか、会計に詳しい人が何人とかね。そういった形は、その割合とかなんかまではまだ検討されていないといことなので、多分、5人以内といったときに、何人、何人、何人といようなことがあったほうがいいのかなといようなことを私は感じたもんですから、そういった意味合いだといことをご理解いただければと思うんですが。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

こちらにつきましては、施行規則等も別途定める予定になっております。その中に細かく規定するかといのは、この場では明示することはできませんが、行方市の場合は明確な形で掲載されておりますが、それも一つの手法なのかなと思います。当市の場合にはそこまで明確にしていけないのが現状でございますが、あくまでも、先ほども申し上げました弁護士の方であるとか、そういった専門の方を多く入れて対応していくような考えでございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○来栖丈治委員

市長が公正を期して委嘱するといような文言が入っていますんで、施行規則をつくるのであれば、その中で明確にしておいたほうが、公正性の疑いといか。そういうのを招かないで済むようになるかと思えますんで、ご検討ください。

○櫻井健一副委員長

これ万が一、違反があった場合の違反措置として、今現在で想定できるようなものといのは何か、措置としてはあるんでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

違反と思われるようなものがあつた場合には、審査会の調査対象となるわけでございます。違反が認められれば、広報誌、ホームページで調査結果を公表するような形となります。

○櫻井健一副委員長

こういう違反がありましたというのは公表したとして、それだけで市としては何の措置もしないということなんですかね。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

政治倫理条例の本質と申しますか、こちらにつきましては、本来持ち合わせているものを明文化するような形です。本来持ち合わせているというのは、倫理観のことで、それを明文化して、あえて市民に対して約束するということになります。それによって相互の信頼関係が形成されるということになります。

罰則等を目的としているものではございませんので、あくまでも、市長の倫理観というものを市民の皆様にお示しするというのが政治倫理条例になります。これは本市の政治倫理条例以外に全国に政治倫理条例ございますけれども、それが本質のところでございます。

○櫻井健一副委員長

では、そういったことがあつたときに、例えばほかの市で職員に対して暴言を吐いたみたいなことが新聞なんかでたまに取りざたされると思うんですけども、そういったところで、説明会みたいなことがここに書いてありますけれども、これはどういった形で説明会というのが開かれるんでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

こちらに関しては、贈収賄等の刑事事件等に限られるものになっております。

○櫻井健一副委員長

ということは、これは贈収賄のときの説明会というところの説明であつて、万が一、その審査会でこういう不正がありましたというのをホームページで公表するような件があつた場合には、そういう説明会は別途設けるとかということはないということなんですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

そのレベルになってしまうと、こちらの審査会で公表するという以前に、刑事事件になってしまうと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

今、櫻井委員がおっしゃつたのは、そういうところに至らない審査会での対象になるようなものについてですよね。

○櫻井健一副委員長

そうです。

○市長公室長（横田 茂君）

ですから、それは審査会の結果といたしまして、違反があつたと、基準違反、遵守事項違反があつたということであれば、市報等への公表という手続ですけども、それとは何か別に説明会とかというのは一応予定はしていないとか、条例上は全く何もないと。あとは、ご本人の任意的にですね、自ら何か処理されるということで説明を開くというようなことは、全くそれも規制はありませんけれども。条例として何か準備しているかということ、準備しているのは贈収賄のときの有罪判決だけです。そのときはちゃんと説明していただくということになりますけれども、それ以外は予定していない。

○櫻井健一副委員長

分かりました。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前10時35分]

○矢口龍人委員長

再開いたします。 [午前10時37分]

ほかにご質問等がありますか。

○来栖丈治委員

政治倫理基準が8項目書いてあります。この中で、有利な取り計らいをしないことというのが何点か出てくるんですね。有利な取り計らいって、どういう意味かということなんですけれども。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

公平ではないということになります。

○来栖丈治委員

私、現場というかね、そこに自分の体があったときによって考えると、非常に難しいものを自分の中では感じたもんですから。例えば、自分の地元で親が亡くなっていて、いい息子さんがね、一生懸命勉強して役所に入って、申込書を出しましたよなんていう場合に、何かこうね、自分の身に置くと、何となくこうね、頑張って真面目な子どもだから採用してもらえるよというのが、これは人情として出るわけなんですけれども、そういった面を考えたときに、どの辺が有利な取り計らいってこう……

○矢口龍人委員長

それが有利な取り計らい。

○来栖丈治委員

頼むっていうことが有利な取り計らいになってしまうのかどうなのかというのは、そこが、自分としてはすごく、金品を使ってとか、何かを使ってということではないわけなんですけれども、その辺のところ、高潔性を維持するのは大変なことじゃないかなというのを感じたもんですから。そういう点で、難しいものがあるんじゃないかなって。誰にもそうだと思うんですけれども、これは今は市長等でありませけれども、何となくそのところははっきり何かあるといいなって私としては思ったんですけれども。

○市長公室長（横田 茂君）

ですから、ご質問の趣旨を踏まえますと、客観性のある何か別なものを担保しながら、必ず事務を行うように、事務方としてはやっていかなければならないんだということでございます。ただ、その点だけ捉えますと、それが全てになってしまうようなことは、こういったことを疑念に持たれることにつながってしまいますので、一般職の採用であれば、客観的な試験ですね、また面接も、第三者を入れていきますので、そういった何か工夫を必ずやるようにというのが事務方のほうの準備だと思っております。

○矢口龍人委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○矢口龍人委員

今のあれじゃないですけれども、付度というのは、これ条例違反なんでしょうよね。付度という言葉が、大分社会に蔓延していますけれども、これは要するにいけないこと、政治倫理条例からするといけないことなんですよね。どうなんでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

付度という言葉が今、社会的にある程度あちこちで聞かれるようになってきていると思うんですが、言葉そのものの意味というのは決して悪い意味ではないのかなとは思いますが、何らかしらの関連

づけて使うと、忖度という言葉の意味が悪い方向になってしまうのかなとは思いますが、現状で使われている意味というのは、そういうことなのかなとは思いますが、そうですね、忖度がいいか悪いかというのはちょっとこの場では何ともお答えのしようがありません。

○矢口龍人委員

結局、先ほど来栖委員がおっしゃっていた、あの人はいい子なんだよ、すばらしいね、近所にいて優秀な子ですばらしいんだよって思って、なるべくこういう人を使ってもらいたいよなって思うのも忖度だと思うんだよね。だけれども、それを市長という立場でやはりやっちゃいけないだろうね。だから、それはよくない忖度だと思うんだよね。

だから、やはりその辺のところを明記してもいいんだろうかな。目くばせと言うんでしょう、あれ忖度というのは俗語で。

○市長公室長（横田 茂君）

そうですね。取りあえずこの有利な取り計らいが主体的にこちらからいくのか、あるいは受け手のほうから、受け手のほうからいくのが忖度でしょうけれども。少しこの表現は、条例上こうなっているのが一般的ですけれども、もし施行規則等でもう少しそのあたりを明確にできるような工夫を少し準備していきたいと思います。

○櫻井健一副委員長

委員長職を戻します。

[委員長交代]

○鈴木更司委員

悪質と思われなければということでもいいんじゃないでしょうかね。

○矢口龍人委員長

忖度ですか。

○鈴木更司委員

ええ。悪質なものとみんなが感じられないものであれば多少はいいんじゃないですかね。それこそ倫理観を持った話なんじゃないかなと、そういうふうに私は読んでいますけれども。常識という意味での倫理観の話ですよ。だから、常識的に考えて悪質だとかって感じられなければ、多少はいいんじゃないでしょうかね。

○矢口龍人委員長

その辺のところも、自分が政治家としての倫理だからね、それはやはりね。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

その点については、公正性が確保できているとか、市民に疑惑を抱かれないと、そういったところで先ほど来栖委員のおっしゃった高潔性を保つことが必要なのかなと考えます。

何といいますか、そもそもが倫理観ですから、元にあるのは。もうその1点に尽きてしまうのかなと。先ほどの審査会のメンバーの件についても、市長が直接指名するわけですが、その辺についても、疑惑とか疑念を抱かれないような方を指名するわけで、そこも倫理観で指名していくということになると思います。そこで自分に有利な方ばかりをそろえてしまうということは、倫理的にどうなのかということが問われてくるのではないかなと思います。最終的に倫理観というところに全て戻っていくのかなと考えます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。 [午前10時48分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時58分]

○市長公室長（横田 茂君）

先ほどの市長等の政治倫理条例でございましたけれども、説明漏れがございまして、実は委員会に提案するこの資料を整えている段階ではまだ調整中だったんですけれども、第6条の市民の調査請求権、こちらの要件でございしますが、300人以上の連署ということで今、資料のほうなっているかと思いますが、これは有権者の500分の1ということで、修正を今検討しているところでございます。そうしますと、有権者の500分の1といたしますと、大体70人前後の要件ということになってございます。

同じようなことにつきましては、第10条の説明会の開催、こちらも同じような要件ということで、今、準備をしておりますので、そこだけご了承いただきたいと思っております。

○矢口龍人委員長

その件に関して何かありますか。ありませんか。

○櫻井健一副委員長

市長宛てではないんですが、北茨城市で政治倫理条例に基づいて、悪質な件で、ある特定する議員さんのことを追求したくて、署名を集めて委員会を制定させてというようなことを頻繁にやられたというような事例があつて、一度廃止にされたというようなことを聞いたんですけれども、この人数を減らすことによって、それが容易にしやすくなるというような懸念があると思うんですけれども、そういうことがもう明らかに意図的に嫌がらせみたいな感じと受けた場合には、その段階で調査をしないとかするとかというような審議ということは、この署名の後にするようなことというのはできるんでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

条例上の規定によりますと、まず、櫻井副委員長のほうがおっしゃった点につきましては、何人かの署名は集まっていたとしても、それを証明する添付の資料というのは確実に要件になっていきますので、それがあつてが大前提です。その上で、審査会に調査を求めるといってございまして、審査会のほうが、それが受理できるかどうか。またそれは審査会のほうの判断ということになります。

ですから、ただ単に業務妨害をするようなことは、常識としては認められるはずがないので、まずはこの証明する資料がちゃんと整っているかどうか。その上で署名がちゃんと集まっているのかどうか、市民の方のですね。ということがまず条件になります。

あとは、これは市長のんですけれども、第9条には、審査会から協力を求められたときは資料を提出したり、尋問に応じたりとか説明をしたり、協力義務というものが明示されていますので、そういったことも踏まえた上で全体としてどうするかという判断に客観的になると思っておりますので、よろしく願います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等がないようですので、本件を終結いたします。

次に、（４）かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。
説明を求めます。

なお、説明は簡略をお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

担当課長からご説明させていただきたいと思います。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

こちらにつきましては、市長がまちづくりを的確に推進していくに当たりまして、高度な行政課題への対処、事業施策の実現や円滑な行政運営を確保する必要があります。これらに対応していくため、政策や事業に関する情報収集、主要課題や事業推進に関する助言、関係機関との調整といった業務を行う審議監、こちらを1名設置するものでございます。

審議監は、地方公務員法の規定に基づき条例で指定する常勤の特別職で、任期は1年となります。

設置に当たりましては、財政負担の軽減の意味から、市長の給料月額を50%減額といたします。

なお、金銭に関わる条項につきましては、関係機関との調整により、修正も想定されますので、ご承知おきを願います。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

説明資料が間に合わなかったものですから、申し訳ありませんが、審議会の設置等に関する条例の第4条第2項で、退職手当は支給しないとなっているかと思いますが、県のほうと調整いたしまして、これは市のほうに退職手当を支給する権限がありませんので、この条文は適切ではないということで、削除する方向で調整をしております。そこだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問をお受けいたします。

○来栖丈治委員

まず、第3条で、審議監の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないとあって、後ろのほうに来ると、令和5年4月から令和8年7月まで特別措置を講ずるということがあるわけですけれども、自分の任期中、この制度を持ち合わせたいというようなことになりますか。

○市長公室長（横田 茂君）

委員おっしゃるとおりでございます。令和8年7月22日で本条例は失効しますので、仮に1年の任期を再任していたとしても、残任期間があったとしても、それはその職務を失効するというところでございます。

○来栖丈治委員

審議監の役目として、第2条に、市政運営における重要施策に関する調査、調整を行うというような意味で審議監を置くということでもありますけれども、4年間置きたいということですよ、4年間というか、4年間近く置きたいということになりますけれども、そうすると、現実的に自分の給料を削減して置きたいということは、他の市町村でこういう例がないと思うんですけれども、そこにどんな、かすみがうら市にとって得ることがあるという判断をするのか。また逆に、何でそんなことをやるのかという憶測と

いうか、そういうものが生まれませんか。そここのところがすごく心配な部分なんですけれども、どういふふうにお考えですかね。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいまの来栖委員のほうからご指摘いただいた点につきましては、市長自らが進める重要な施策の様々な調整であるとか調査、分析、そういったものを市長及び副市長の補佐役として、チェック機能や、あるいは内部の調整等に力を発揮していただきたいという思いがあるということでございます。

もちろんそういった調整能力を持ち合わせている一般職員ばかりではありませんので、人数も限られている中でありまして、そのような点につきましては、特別職を活用したいという意向でございます。

どういふ方かといいますと、適されている方を選ぶということでございますが、経験であるとか知識であるとか、あるいはその方の持ち合わせている人的なネットワークであるとか、そういったものを活用していただくという前提でございます。

○来栖丈治委員

その思いというか、そういうのは分かるんですが、市長になって自分の施策をかすみがうら市でやっていきたいというのに、職員だけじゃなく一般、もっと力のある人を入れてやっていこうということなんでしょうかね。

○市長公室長（横田 茂君）

これまでこのような職はなかったわけでございますので、今、来栖委員おっしゃられたように、その点は市長としては特別重要視しているということだと我々は理解しています。

○櫻井健一副委員長

審議監の採用なんですけれども、これは市の職員の中から選ばれるんですか。それとも、市長が自ら誰かを指名で選ばれる、どういふ基準で、採用試験なんかやられるんでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

これは一般職ではありません、特別職でございますから、市長が選任をして任命するということでございます。この点につきましては、特別な採用試験とかいうことではなくて、根拠としている法律、地方公務員法第3条第3項第4号というところは、これは市長と特別な信任がある方を採用するというようなことになっておりますので、そこは市長が人物本位で任用することになると思います。

○櫻井健一副委員長

今現在、副市長、本市にはない状態でありますけれども、この職務というのが重複したりということにはならないのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回この職につきましては、市長の補佐役ということではありますが、形上は、やはり市長及び副市長、両特別職の補佐役ということでございますが、副市長につきましては、これはもう地方自治法に定められているとおり、市長を代理していく権限がありますけれども、この職につきましては、そういった形とは全く別の特別なものでございますから、副市長とこの職の違いというのは明確にできるかと思いません。

○来栖丈治委員

令和4年10月にも一度、総務委員会に説明があったことだと思うんですけども、その際は、結局、役所内の人物でね、お金を別に使うことはないでしょうというような話もありました。これ近隣で、そのとき説明したのは、つくば市辺りでこういうような制度を使ったことがあるというような説明があったと思うんですが、そこら辺の内容を教えていただければと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

この種の特別職員につきましては、つくば市ではなくて、例えば一般市で言いますと、君津市とか川越市とか、富山市とか、そういったところで採用している例もございます。一般的には都道府県であるとか、政令市であるとか、そういったところが数名置かれるようでございますけれども、一般市はちらほら見受けられる程度で。県内には例は、今のところはないと思います。

○来栖丈治委員

この例規が通ると、確認ですが、その採用者の議会議決は要らないということで理解していいんですよね。

○市長公室長（横田 茂君）

おっしゃるとおりでございますし、議会の同意は要件になってございません。任期も短いということもございますし、議会の同意が必要なものというのは、もっと法律上きっちり位置づけられているものがございます。できないことはありませんけれども、あえて今回はそのような形でしていないということでございます。

○来栖丈治委員

そうすると、実際、この条例案が通ることによって、事務能力があり、自分が当てにしたい人を採用するような形になるんだと思うんですけども、そうすると、重要施策に関すること、併せて秘書役的なものが必要だということにつながりはしないんですかね。その辺が周りから見ていると気になるところなんです。

○市長公室長（横田 茂君）

何分初めてのことで、外からどう思われるか、言われるかというのはよく分かりませんが、当然、秘書広報課、秘書広報課長を中心に秘書はいるんですけども、一般職で人数も限られている中でございますから、当然、範囲は限られております。市長、副市長、特別職は一般職では考えられないこともなさるわけで、その部分の補佐役というのはなかなか難しいものの中にはございます。そういったものを含めて広く扱っていただくという意味もございますので、そのあたりをよろしくお願いたいと思います。

○来栖丈治委員

そういう存在ができて、庁内が市長の方針に沿ってスムーズにいけばいいんですが、逆にその存在によって、中の形というかね、機構そのものの流れが逆になる場合なんかもあるのかなというように、心配もするわけです。そういった点にならないようにね、できるような、そういう何ていうのかな、そういう役職を置いたときのほかでの流れみたいなものは十二分に調査をした上で調整できるような体制を取るべきかなというふうに思いましたので、申し上げました。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいまご指摘の点につきましては、非常に重要なことだと思いますので、十分そこは調整していきたいと思います。

○櫻井健一副委員長

市長の月のお手当を100分の50引くということだと思っておりますけれども、この給料というか、35万6800円という数字はそれにぴったり当てはまるんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

一致はしておりませんが、市長の給料を半分にした分かりやすい形にしたもので、実際は市長の給料の50%のほうが大きいんです。そのあたりは、条例を提示するに当たっての市長の決意でございますので、

その点は、よろしくお願ひしますとしか申し上げられないです。

補足ですが、附則をよく読んでいただきますと、条例自体の施行期限があり、さらにこの審議監が置かれている間に限りまして反映させるということでございます。置かれていない場合は通常どおりとなります。条例はあるけれども、置いていない場合は通常どおりというのを想定しているということでございます。

○矢口龍人委員長

ほかに質問ございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前11時20分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時21分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の総務委員会を散会といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散 会 午前11時21分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

総務委員会委員長 矢 口 龍 人